

公共工事発注者における事故防止アクションプランの推進事例

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 高木元也

1 はじめに

建設工事における労働災害の更なる減少のためには、今後は、施工の上流側である工事の計画・設計・発注に関わる発注者の安全配慮の促進が求められる。第12次労働災害防止計画においても、重点施策の一つに「発注者による安全衛生への取組強化」が掲げられている。

このような背景の下、本稿では、発注者の自主的な安全活動の推進事例として、東京都水道局が、労働安全衛生総合研究所との連携の下で推進している「水道工事事故防止アクションプログラム」における具体的な行動を紹介する。

2 水道工事事故防止アクションプラン

(1)基本的な考え方

平成23年度、発注者による中小建設業者の支援を計画的・総合的に実施するため、発注者を実施主体とした「水道工事事故防止アクションプラン」を策定した。



写真1 水道工事事故防止アクションプラン

(2)計画期間

本アクションプランは、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3か年計画である。

(3)行動目標

東京都水道局が定めるレベルI（重篤度の高い事故）の事故を対象に、アクションプラン開始前年度の平成23年度は19件であったものを、計画最終年度の平成26年度には10件以下と大幅に削減させる。

(4)推進体制

水道局内にアクションプラン推進事務局を置き、労働安全衛生総合研究所との連携を図り、具体的な行動を推進する。

(5)具体的行動

発注者が推進する具体的行動は次の4つである。

- ①繰り返し災害とその再発防止策に関する情報提供
- ②現場パトロールによる指導強化
- ③再発防止のための元請指導
- ④作業員教育の支援

それぞれについて、筆者が関与したこれまでの取り組み実績は以下のとおりである。

①繰り返し災害とその再発防止策に関する情報提供

小冊子「水道工事事故防止アクションプラン」には、約900件の事故等のデータ分析に基づく、頻発事故13項目とそれぞれについて本質安全化を踏まえた再発防止策を示した。

本小冊子を発注者（水道局職員等）、受注者に配布するとともに、数多くの研修会を開催した。上記②に示す現場パトロールにおいて、受注者の現場代理人に本小冊子をすでに読んだか尋ねたところ、27人中、26人の現場代理人が全部または一部は読んだと答え、受注者に十分周知されていることが確認できた。



写真2,3 現場への普及状況

②現場パトロールによる指導強化

平成25年8月から平成26年1月、東京都水道局発注工事27カ所を対象に現場パトロールを実施した。



写真 4,5 現場パトロール

本パトロールは事前に受注者に知らせない抜き打ち方式で実施した。

③再発防止のための元請指導

平成 24 年度に発生したレベル I の事故を対象に、受注者が提出した再発防止に向けた取組について、リスク低減効果が高いかどうかなどの検証を行った。

検証例を以下に示す。

表 1 検証例（開口部から作業員が転落した事故）

【受注者が示した再発防止策】

- 開口部養生を的確に行う。
- 資材運搬通路の確保、運搬方法の変更。
- JV 職員が現地で作業指示の内容を確認する。
- 再発防止策の確実な実施確認を行う。安全担当専任者を追加配置する。

【検証結果】

- は×。「的確に」は具体性に欠ける。再発防止策には「的確に」などの曖昧な表現を用いない。
- も×。どのように通路を確保し、どのように運搬方法を変更するか、具体的に明示する必要がある。
- と d. も×。これらは再発防止策とはいえない。

④作業員教育の支援

小冊子「水道工事事務事故防止アクションプラン」に示した頻発事故 13 項目及び各再発防止策の教育用に DVD を制作し、平成 25 年度後半から作業員等の教育に活用している。



写真 6,7 作業員教育用 DVD



写真 8 教育状況

3 おわりに

本アクションプランを推進した結果、レベル I の事故は、平成 24 年度は 14 件、平成 25 年度は 11 件と着実に減少している。平成 26 年度も引き続き具体的な行動を活発に行い、最終年度の平成 26 年度の目標値 10 件以下の達成を目指して取り組んでいきたい。